

吐蕃佛教の史料について

佐藤長

チベットに佛教の基礎が確立されたのは所謂吐蕃の時代であつて、その意味からして文化史上からも佛教史上からも吐蕃の佛教は考察の對象とすることができる。しかし、從來その史料は必ずしも期待し得るような條件のものとは存在しなかつた。一般にチョーマ Alexander Csoma de Kőrös 以來吐蕃佛教史を扱う場合、その材料としたものはチベット傳來の佛教史 *chos hbyun* の類で、ロッキヒル W. W. Rockhill などに至つてはじめてそれを中國史料と對照して稍々客觀的な吐蕃佛教史が構成されたのである。²⁾ マッシュェル S. W. Bushell が舊唐書吐蕃傳の翻譯を發表してから、³⁾ この中國史料を利用する方法は擴まり日本でも從來この方法に従つて吐蕃佛教史を考へてきた。しかしそのチベット、中國の史料の間には不一致な點が少から

ずあり、解決できない問題が多く後に殘された。

その問題というのは先ず第一に王名、年代の不一致である。プトン佛教史 *bu ston gyi chos hbyun* の王名、年代は舊唐書・新唐書などの記述とは大體の一致はあつても尙精確な對比は成功しない。テプテルゴンポ *deb gter sron po* の場合は王名はやはり同様の不一致性があるが、年代は割合に一致する。しかしこれは實は中國文献を史料としてゐるためであることは私が嘗て指摘した如くである。⁴⁾

第二の問題は、チベット史料はチョェン *chos hbyun* (教法源流) の名の示すごとく佛教史的記述に満ちてゐるがその記述に對應する直接又は間接の史實が中國史料その他一向に現れてこないために眞實性が疑われる。

第三にチベット文献には奇蹟の記述が多い。

第四にチベット文献はプトンが十三世紀、テプゴンが十五世紀という風に後世に著作されたものである。吐蕃時代

とは時代的にかなり離れており、原史料が如何なる程度用いられたかが疑わしい。

これらの點よりしてチベット文献は吐蕃時代の佛教を正確に傳えてはいず、恐らく後世に傳承として再構成されたものをそのまま取り入れているのではなからうか、傳承として、或は佛教文學の一種としては扱えるが、少くとも史的事實を述べた歴史の書としては利用することは危険なのではなからうか。このような疑問が最近までチベット文献の記述についてもたれ、その信憑性が疑われていた理由であつたのである。若しこのままで推移すれば吐蕃佛教史の構成などという問題は恐らくは半信半疑の不安定な條件下におかれたまゝであつたかも知れない。ところが最近ヨーロッパの學者たちにより吐蕃時代の石碑が新に續々とチベットに発見され、その碑文の判讀はこれらのチベット文献の確實性を證明する結果をもたらした。

先ずイタリーのトゥッチ氏 Giuseppe Tucci の一九四八年のチベット探險であるが、氏はこの時調査したチヨンギエ *Thphyon rgyas* に存在する吐蕃王チテンンツェンの陵墓の側の碑文、ツルプ *mtshur phu* 所在の碑文、サム

イエ寺院の碑文並に鐘銘、カルチュン寺院の碑文などの原文ならびに翻譯を紹介し、就中サムイエ、カルチュン兩碑文についてはこれに對應するパーボツラレンワ *dpah bo gtsug lag phreñ ba* の佛教史 *chos hbyun* のうちに含まれた當時の勅令を、やはりローマ字轉寫ならびに翻譯を附して出版した。

The Tombs of the Tibetan Kings (Serie Orientale Roma I) Roma. 1950 (ブツ略稱 TTK)

一方イギリスのリチャードソン氏 H. E. Richardson は殆どトゥッチ氏と同時にチベットと在り、唐蕃會盟碑、ホタラ碑文、シャイラカン碑文を調査したが、これも原文ならびに翻譯を付して前二者は一冊の單行本として出版し、後者は雜誌に掲載した。

Ancient Historical Edicts at Lhasa and the Mu Tsung/Khri gtsug lde brtsan Treaty of A. D.

821-822 from the Inscription at Lhasa, London, 1952.

Tibetan Inscriptions at Zva-ñi Lha Khan, JRAS, Part 3 & 4, 1952. Part 1 & 2, 1953.

又フランスにおいてはバコー J. Bacot, トッサン Ch. Toussaint 兩氏が英國のトーマス氏 F. W. Thomas の參加を得て敦煌發見のチベット文「吐蕃年代記」その他を轉寫ならびに翻譯を付して刊行した。

Documents de Touen Houang relatifs a l'histoire du Tibet, Paris, 1940—1946. (以下略稱 DTH)

もとくちチベット文獻と中國史料との乖離の問題は敦煌から出た同時代的なチベット文古文書、ならびに唐蕃會盟碑などで若干の點についてはかなり具體的な解決を見た。しかし尙多くの部分において不一致な點は免れなかつたのである。ところがこれらの新史料の紹介によつて歴史上の諸問題が相當程度まで解決されることになった。殊に碑文及び鐘銘は全く同時代的と考えられる點において史料の價値は絶大としなければならぬ。發表された全文をこゝに再検討する必要はないと思つたので佛教史上若干の重要な點についてのみ私なりの見解を述べてみよう。

二

先ず第一に寺院の建立についてである。漢文史料即ち新

舊唐書吐蕃傳、冊府元龜などは何等これらについて記すところはなない。たゞ慧超往五天竺國傳には大勃律國、楊同國、娑播慈國を述べた條に⁵⁾

若是已東吐蕃、總無寺舍、不識佛法。

と記しており、反て吐蕃に寺舍も佛法もないことを言っている。ところで敦煌出土のチベット文の中には「チベット國に起りたる善知識 Kalyāṅamitra の系統と名號について」記したものがあり、「サムイェ bsam yas とトゥルナン hphtul snan の善知識」と説明している。⁶⁾ サムイェとトゥルナンが、敦煌文書の書かれた年代晩唐より推して當時存在したことは一應豫想し得るのであるが、古典的佛教史書であるプトンの佛教史(以下略稱 BT)を見ると、當時實に多くの寺院が建立されているのである。これを表して示すと、

I. ソンツェンガンボ sron btsan sgam po 時代 (BT, 124b)

a ガツェル ska tshal

b タルグ khra hbrug

c ジャンラム gtsan hgram

- d ロンンギヤン grom pa rgyaŋ
 e ロンホンチヤ koŋ po bu chu
 f ロタダロムチヤン lho brag khom thin (TB, mthin)
 g カダダ ska brag
 q ラムタダヤン fra dum rise
 i シヤンニルノルンン byaŋ tshul (TB, tshal)
 j gyi rlun gnou
 j 中央の山ノロンヤンノロハネト kham s kyi h'dan
 glon (TB, klon) thaŋ sgröl (TB sgron) ma
 k フンノルノシヤトリン maŋ yul byams sprin
 l モンノルノムタヤンノロキヘルチヤ mon yul
 bum thaŋ spa gro skyer chu
 III ラサトタルナン ra sa h'phrul snaŋ
 n ラキチヤ ra mo che
 II チデツタツェン khri lde gtsug btsan 替々
 (BT. 125a)
 o チムブのナムセル mchims phu gnam swal
 (TB. sral)
- d ダンノル dar h'phur
 b 丹タダ mkhar itag
 r ドインリンチヤチヤン ndo sman (TB, smad)
 lin chu khri rise
 s ラダールのカチヤナルト brag dmar du ska
 (TB, sga) chu gar sgo
 t パンタナラヤ h'phaŋ thaŋ ka med
 r カチヤンチヤン ka chu ban (TB, pan)
 chuŋ
 v ランノルンナン brag dmar h'grin bzaiŋ
 (TB, h'brin bzaiŋ)
 ■ チンノルンナン khri sroŋ lde btsan 替々 (BT. 126b)
 w サヤトヤ bsam yas
 N' チンノルンナン khri lde btsan 替々 (BT. 130a)
 x カルチヤンキエルチ skar chuŋ rgyal (TB, rgya) sde

フトンはこれらの寺院の建立に關して詳細な因縁を述べてゐるが、中には傳承められたものもあり、これらの信縁を

が如何なる程度のものかという問題がある。ところがカル
チュン碑文によると (TTK. p. 104)'

化身せる神贊普、祖チンツェン khri sron brtsan の
御代に世尊の法を行じ、ラサの伽藍 ra sahi gtsug lag
khan など建て、三寶の礎をおき、祖チドゥン khri
hdus sron の御代にはリンギチツェ glin gi khri rtse
などに伽藍を建て、三寶の礎をおきたり。又祖チデツク
ツェン khri ide gtsug brtsan の御代にはラグマルの
カツ brag mar gyi kwa tsu とチンフ mchin phu
に伽藍を建て、三寶の礎をおきたり。父チソンデツェン
khri sron ide brtsan の御代にはラグマルのサムイェ
brag mar gyi beam yas など中央及び地方に伽藍を建
て三寶の礎をおきたり。神贊普チデソンツェン khri ide
sron brtsan の御代には又カルチュン skar chun の伽
藍など建て、三寶の礎をおきたり。

とあってチンツェン即ちソンツェンガンポよりつゞいて
各代の贊普が有名な寺院を建立している。この碑文の検討
に入る前にカルチュン碑文、サムイェ碑文について若干記
しておこう。

三

カルチュン寺院はトゥッチ氏によればラサより二マイル
程離れ、キチュ河 skyid chu の南岸に建てられたもので
現在は廢滅し、ラマガン Ramagan の村に四個の大法塔
mchod rten が残っているのみである (TTK. p. 50)。カ
ルチュン碑文はこゝに發見されたもので、その内容は、碑
文の冒頭に (TTK. p. 104)'

化身せる神贊普チデソンツェンの御代に正法を永遠に確
立するため勅を増し加うるものなり。

とあるごとく、ソンツェンガンポよりチデソンツェンに至
るまでの各代の王が佛法の弘通に努力して來たが、自分の
代の前半には一時反佛的傾向が強くなった、しかし今は再
び佛法を奉ずべきであると確信し、その誓を群臣とともに
なすと述べたものである。トゥッチ氏の紹介した寫眞によ
ると (TTK. p. 51, Fig. 4) その字體、文章ならびに碑面
の風化の感じからして殆どこれが同時代のものである事は
何人も異存がないと思う。ところでこれに對應する文章が
パーボツランフ dpah bo gtsug lag phren ba の佛教

史 (Ja. 128 b) の中に含まれてゐる (TTK. p. 104)。カルチュン寺院創立の際のチデソンツェンの詔勅 (以下略稱カルチュン詔勅) と稱するもので、これを碑文と比較すると前半は大意は同じであるが詔勅の方が碑文より文章としては詳しく、中段は碑文の 1. 26 より 1. 50 までと殆ど同一、後段は碑文に全く記されていないもので當時この誓に署名した廷臣たちの名を多くつらねてゐる (TTK. p. 100)。詔勅と一致しない碑文の 1. 51 以下はサムイェ碑文の 1. 9 以下全文と殆ど同文である。このことはパーボツラレンワの佛教史が十六世紀の著作であるにかゝわらず、その内容が古い材料を割合に忠實な形で含んでゐることを示し、その史料的价值が相當高いことを物語るものである。

第二にサムイェ碑文であるが、サムイェはラサの南方ツァンポ河 *Gtsan po* の流域にある有名な寺院で、會てチンデツェンの時代にパドマサンズワ *Padmasambhava* (*tib. pad ma hbyun gnas*) の勧めによつて建立されたと言われている。事の次第はプトン佛教史などにも見え、壯麗な伽藍であつたようであるがこれは火災で消失し、創設以來のものはトゥッチ氏によれば石碑と梵鐘のみである

と云う (TTK. p. 43)。碑文の内容は佛法を行持し、必要な物品をこれらの寺院に給することを各代の王とも必ず實行すべきを賛普父子、君臣ともに誓うというものである。この碑文には建立した賛普の名が全く現れていないので甚だ奇妙な感じを興えるが、それは兎も角トゥッチ氏の寫真により文體、字形、風化の程度などを判断すれば、この碑が同時代的な史料であることはやはり疑い得ないものがある (TTK. p. 44, Fig. 3)。トゥッチ氏はこの碑文に對應するものとして、パーボツラレンワの佛教史 (Ja. 108 b, ja. 110 a) に見えるチンデツェンの二つの詔勅を擧げてゐる。

第一の詔勅 (以下略稱第一詔勅) は佛法を信ぜざるべからざる所以を述べ、父祖の代より佛法が行持せられ寺院が建てられてあり、こゝにサムイェ寺院を建立奉持することを我等賛普父子たちも誓うというもので、末尾に副本を十三作り各處の宮殿、寺院などにおくことを述べ、この誓に従つた王大臣以下の名を數多くつらねてゐる。内容的に言へばこの詔勅は文章上からはサムイェ碑文に近いものを持つてゐるが、碑文の短文なのに比較すれば約三倍の長さの

ものになってゐる。碑文と詔勅との關係はトゥッチ氏の記述においても推測的で甚だ曖昧であるが、事實いきなり兩者を關係づけることは少しく困難なようである。たゞ臆測的ではあるが、この詔勅の最初の部分に (TTK. p. 95)'

贊普チソンデツェンの御代にサムイェルンギルプパ
bsam yas lhun gyis grub pa の伽藍の寶庫におかれ
たる、紺紙に金泥をもて記して金の小箱に容れたる勅令
の文書より型をとりて書かれたるもの。

との説明があり、末尾に (TTK. p. 97)'

教法のチベット國に、前後如何ように生じたるかの説を
記したる書と共におかれたるもの、ランティ bran ti の
シュリラヴァルマ cri la va rma によりて書かれたり。
とあるのを見ると、この詔勅はそのまま原詔勅が寫された
ものでなく、一度人の手を経ていることが思われる。又一
方碑文も詔勅そのままではなくてやはり詔勅を簡潔化して
文章にせられたと考えられるものである。

第二の詔勅 (以下略稱第二詔勅) はチソンデツェンが父
王チツクデツェンの時代の末期に反佛の傾向があつたが、
種々の災害が起つたので、再び父祖以來の佛教を奉持する

ことを王大臣たちが誓うことを述べたものであるが、その
冒頭に (TTK. p. 98)'

贊普チソンデツェンの御代に法の生じたる年代を記した
る文書の對としておかれたるもの、ラメン phra nyen
によりて書かれ金の小箱に容れてペルサムイェ dpal
bsam yas の寶庫におかれたるものに型をとりて書かれ
たるものなり。

とあつて本來の詔勅そのものではないようである。しかし
内容的に見てその文章の古體性はこの詔勅が原文から離れ
たものとの考えを妨げる。恐らくかなり忠實に當時の詔勅
を寫したものと見なすべきであらう。而してこのことは第
一詔勅の場合にも同様であると考えられる。

これらの信賴すべき諸史料を材料にして再びプトン佛教
史に記された寺院名の檢討に返らう。

四

先ず a—m の諸寺院についてある。これに關してはプ
トン佛教史 (123b—124a) にソンツェン王の時代のこと
として、

ネパールの王オエセルゴチャ *pod zer go cha* (skt. *amgvarman*) の王女バーモチツン *bal no khri dtsum* を宮居に迎えては不動、金剛、梅陀多羅などを迎請し、シナの王センゲツェンポ *sen ge dtsan po* の王女ギヤモコンジヨ *rgya mo koi co* を迎えては、彼女によりトゥルナンの本尊迎請せられたり。而してチツンは伽藍を建立せんと欲したるも能はず。(王は)チベットの地は精靈女の覆いかぶさりたるごとくあり、これを壓えざるべからざるを見たまひ(精靈女の)右の肩にガツェル、左の肩にタルグ、右の脚にツァンラム、左の脚にロンパギャン即ち四隅に四伽藍、右腕にコンボブチュ、左腕にロタグコムディン、右膝にカダグ、左膝にラドウムツェと四邊を壓える四伽藍を建てたり。又右手掌にジャンツルのルンノン、左手掌にカムのディンロンタンロエルマ、右足掌にマンユルのジャムリン、左足掌にモンユルのブムタンパロギェルチュなど伽藍多く建立せり。(かくして)先づオタン湖 *ho than msho* に巖城を建て、木もて葺き、龍の型によりて漆喰を塗りこめたり。山羊 *ra* によりて土 *sa* を運びて地をならし、ラサ *lha sa* の伽

藍ラサトゥルナン *ra sa bphrul snan* を營めり。然るに突如北方の建築用具をおきたる所より、ひとりてに十一面觀音現れ出でたるをもつて、(王は)こゝに住せんことを請い願へり。

多少傳説めくが *a—m* の諸寺院が如何にして建立されたか
がこゝに簡潔に述べられている。

最初に *m* トゥルナンであるが、これは現在ラサ市の中央に位置する所謂ジヨカン *jo kha* で、モンゴル人はイェヘジヨ *yehe jou* 中國人は大召(寺)と呼ぶところの寺院である。プトンの右の文においてはトゥルナンがネパール公主によつて建立されたことは必ずしも明確ではないが、チプテルゴンポにはソンツェン王の時のこととして (*ka—20b*)、

二人の妃によりて又トゥルナンとラモチエの伽藍建立せられたり。

とあり、現在チベット人はやはりこの説を信じている。又右のプトンの文のはじめにトゥルナンの本尊がギヤモコンジヨ(シナの公主)即ち文成公主によつて迎請せられたと述べ、末尾に十一面觀音がトゥルナンに迎請せられたと云

うのは一見矛盾する如くである。しかしこれはプトンが前文の少しく後の所に、ソンツェン王の八十二歳で歿したときのこととして (125a)。

その時コンジョ (Kon co TB. on co) の仰すらく、釋迦牟尼はラモチエより迎えてトゥルナンの露台に遷しゆかしめ、門を漆喰もて閉し、そこに文珠師利を畫くべしと。かくしてチツンと(王と)三人ともに觀世音と合體してみまかりたまひ、大臣たちは二つの神體をとりかえて仰せのごとくなせり。

とあつて、本尊がとりかえられた状態を考えに入れれば解決する。即ちはじめの文は文成公主がもたらしたラモチエの本尊をトゥルナンにおいて以來の状態を述べてあり、末尾の文は本來のトゥルナンの本尊の因縁を述べているのである。¹⁰⁾

さてそこでトゥルナン寺院に關する記録であるが、サムイエ碑文には冒頭で (TTK. p. 94)。

ラサ ra sa とラグマル brag mar の伽藍など三寶の礎を建て、

とあり、これに参照されるパーボの第二詔勅には (TTK.

p. 98)。

贊普の第四の祖チソンツェンの御代にラサの精舍 *ra sahi pe kar* を建て世尊の法を最初に行じてより、

とあり、チソンデツェンより四代前のソンツェン王のときにラサの寺院が建立せられたことを言っている。pe kar については早くラウフマーが *vihara* のチベット訛語であるとの説を出したが、¹¹⁾ トウッチならびにトーマス兩氏はチベットに導入された外國の神の名と考へた。しかしトウッチ氏はこの史料を見てやはりラウフマー説が正しいものとして自説を撤回した (TTK. p. 56)。第一詔勅には既存の寺院名として第一に「ラサのトゥルナン伽藍」 *ra sahi iphrul snan gtsug lag khan* を擧げてあり (TTK. p. 96)。又末尾には副本のおかれた場所として最初に同寺院の名を擧げている (TTK. p. 97)。これらはチソンデツェン時代の史料であるから最古のトゥルナン關係の記事と見なすべきものである。少しく時代が下つてチソンツェン時代のカルチェン碑文に (TTK. p. 104)。

チソンツェンの御代には世尊の法を行じ、ラサ *ra* の伽藍など建て三寶の礎をおき、

とあり、對應するパーボ佛敎史のカルチュン詔勅には (TK. p. 101) 。

(法を) 行ぜざるは適しからずと最初の祖ソソツェンは知りたまひて、ラサの精舍 Iha sahi dpe har を建てたり。

とある。dpe har は勿論前述の pe kar と同じであり問題はならが、この場合ラサは Iha sa とあり、前の諸史料には全部 ra sa とあるのと一致しない。この相違は如何に解釋すべきであらうか。

今日チベット人は ra sa を Iha sa の古名と考え、トルナンの名稱も ra sa kphru'i snan なる形を認めてゐる。前掲のプトンからの引用文にもあるごとく、この寺院がはじめにオタン湖を山羊 ra によつて土 sa を運び埋立して建設されたと言ふ傳承をそのまま信じているのである。しかし唐代文獻に吐蕃の首都として記されている邏些が Iha sa か ra sa かは從來は史料の上では決定が困難であつた。ラウファーは早くよりこの傳説を引用して邏些 ra sa 説を唱えていたが、材料は後世の傳承であつたからその説の根據は薄弱であつた。¹²⁾しかし今やかくも多くの根

本史料が ra sa と記しているのを見ると ra sa なる名稱は單に傳説的な存在として片付けることは不可能である。

因縁譚の眞否は兎も角やはり古代には實在した名稱としなければならぬであらう。しかし前述のカルチュン詔勅及び唐蕃會盟碑——これは詔勅を出したチデソソツェンの次の贊普チツクデツェン時代のものである——に Iha sa とあることは、¹³⁾當時既にこの名稱が首都名として存在したことを示している。従つて邏些が ra sa か Iha sa かは必ずしも一舉に解決できる問題ではない。¹⁴⁾ラウファーは Iha は ra の音であるから「邏」には適わしくないと考へて¹⁵⁾唐蕃會盟碑にチベット語の Iha-m が「食」、Iha が「他」、Iho が「土」で寫されし音系の字で寫されていないことは或はラウファー説を有力にするかも知れない。

兎に角トルナン寺院がチソソツェン以前からあり、ソソツェン王時代に建立されたといふことは今や全く否定できない事實であることが明かになつた。

第二にロモチエ寺院について述べる。この寺院はトルナンに對してモンゴル人は、バガジヨ baya jou 中國人は小召(寺)と呼ぶもので、ソソツェン王に降嫁した

唐の文成公主の建立したものと伝えられている。プトン佛
 教史に (124 b)。

ギヤモコンジヨ *rya mo kon co* (TB. on co) はラ
 モチエの伽藍を建立せり。

とあり、テプゴンにも前掲の如くソントエン王の妃の一人
 によってラモチエが建立せられたことが述べられている
 (五六頁)。
 (下段)。

そこでこれに對應する記事を根本史料に求めると、第一
 詔勅にトゥルナンとならんで前代に建立された寺院の名と
 して (TK. p. 96)。

シナ人の建てたるラモチエ *rya btags ra mo che* の
 伽藍

が擧げられ、同じく末尾の詔勅の副本を送った寺院名にや
 はり (TK. p. 97)。

ラサのシナ人の建てたるラモチエ *ra sahi rya btags*
ra mo che

の名が擧げられている。その他の史料にはラモチエの名は
 見えないが、或は第二詔勅及びカルチュン詔勅に「ラサの
 ペハル」と呼ばれたものがトゥルナンのみでなく、ラモチ

エをも含んでいるのかも知れない。

ラモチエの實在はチソンドツェン以前であり、その創立
 を文成公主にかけるのは恐らく事實として認められるであ
 ろう。ラモチエが公主によって創立されたとする中国
 僧侶が當時チベットに入っていなかったかという疑問が
 當然起ってくる。プトン、テプゴンによれば中国僧侶はチ
 ベットの内外で種々の活動を行っており、それは最後にチ
 ソンドツェン時代の有名な御前法論へと發展する。これに
 ついては最近ドミエヴィル氏 *Demiéville* の優れた研究が
 出たので詳細はそれにゆずりたい。これによってその背景
 を知ればラモチエの古くからの存在は一層當然なものと考
 えられるであろう。

五

第三に *btal* の寺院である。これについてはテプゴン
 にはソントエン王の時のこととして (20 b)。

禪定處も亦多く建て、ウイのタルグ *khra hbrug* とタ
 ードゥル *mhab. hdui yan. tshul yan. hdui* の伽藍
 など多く建てられたり。

とある。トゥッチ氏の紹介によれば、この寺院はジュンガ
ル兵のために焼かれ、十三代ダライによって再建されて昔
の憐は殆ど残っていないが、唯一つ銘文の刻まれた梵鐘が
考古學的な興味を呼ぶと言ふ(TTK. p. 70)。その銘文に
は、この大きな梵鐘はチデソンツェン Iha btsan po khri
Ide sron btsan の時におかれ、すべての有情が德行に入
るべきことがその妃のジャンチュブ byan chub によって
祈られている。ところで第一詔勅にはその詔勅の副本のお
かれた場所の一つにタルグのタシホル伽藍 khra hbrug
gi bkra cis Iha yul gtsug lag khan が擧げられてを
り、チソンデツェンの時代に既に存在したことが明かに證
據だてられている(TTK. p. 97)。記載の順序よりすれば
第一のトゥルナンの次に存在するのは寺格の高々と同時に
古いことをも暗示している。これがソンツェン王の時代に
建てられたとの記述は信用されてよいものと思われる。

第四に、チムプのナムセルである。カルチュン碑文に
(TTK. p. 105)

チデツクツェンの御代にはラグマルのカツとチンプ

mnchin phu に伽藍を建て三寶の礎をおきたり。

とあり、寺名はないが恐らく同一寺院のことと考えて誤あ
るまい。テプゴンにはチデツクツェン khri Ide gtsug brtan
がソンツェン王の書を残した銅板の豫言書を發見した場所
をチムプ hchims phu としている(後)。ダヌ S. Ch. Das
は hchims phug としてサムイェ近傍の小寺院のある聖地
を述べているが、いづれ皆同一地を指した呼稱であろう。
オーバミラー Obermiller はプトンの翻譯に「チムのプナ
ムセル」 Mchims Phu gnann sral としているが明かに
誤である。

第五に s ラグマルのカチュシャルゴである。これは前
引のカルチュン碑文にあるラグマルのカツ brag mar gyi
kwa tsu であろうが、第二詔勅には(TTK. p. 98)

養祖父チデツクツェン btsan po yab khri Ide gtsug
brtsan の御代にラグマルのカチュル brag dmar gyi
kwa chur の伽藍を建てたり。

とあり、カルチュン詔勅にも同様の文がある(TTK. p.
101)。

ラグマルはサムイェを含む地方の名であるが、カチュと
いうのは如何にも非チベット語的である。これについてト

ウッチ氏は大要次のごとく述べている (TK. p.62)。

我々はチデツクツエンの時代にチベット人がシナ人より奪取したと揚言している瓜州城 a town Kwa chou を知っている。一方カチュル²¹の寺院は、碑文に述べられているこの同じ王によって創建されたのである。カチュルの語は全くチベット語とは思われない。そしてその綴りは不確實である。そこで我々はこの寺院はその城市に對する勝利を記念するために建てられ、その時その名が付せられたとするのは正しいことだと思ふ。

瓜州城が吐蕃の手中に陥つたことについてトウッチ氏は敦煌から出た吐蕃年代記を利用したのであるが、それには卯年 (七二七) の條に (DTH. p. 24, p. 48)。

カチュシンチャン kwa chu sin can のシナの城塞は占領せられたり。

とある。唐側記録では新唐書吐蕃傳上、開元十五年九月の條に、吐蕃の大將悉諾邏恭祿 stag sgra khor lod と燭龍莽布支 tsog ro (?) man po rje が瓜州城を陥れたとの記事がこれに對應する。タグラコンロエは年代記による (DTH. ibid.)、その年のうちに大論 blon chen (||總

理大臣) に任命されているから瓜州攻略は吐蕃にとって重要な功績と考えられていたのであろう。さればトウッチ氏の如くこの記念のために中央チベットでカチュの名を付した寺院が建立されたと考えるのは必ずしも大膽すぎるという程の推定ではない。ましてトウッチ氏は同様にして中央チベットに他方の地名が遷され用いられる例を若干擧げているにおいておやである。

それにしてもウカチュワンチェンもこれに關係ありそうに見えるのであるが、他の文献には何等この名について記すところがない。

六

第六に p sam i e 寺院についてである。この有名な寺院については、プトンにチソンデツエンの時のこととして (126b)。

それよりロブン slob dpon (||ハドマイサンバワ) はサムイエに招かれて (そこに) 館を構えられたり。ロブン・ボディサトワ slob dpon bo dhi satva は地を檢べたまい、オタンタプリ o tanta pu ri の伽藍に型をとり

て須彌山、十二州、日月一對の（飾りある）鐵壁もて圍みたるものを作りて、丁卯の年に基礎はおかれたり。

先ずアーリアパロ *aharya pa lo* の寺院が建てられ、諸佛はチベットの人々の型をとりて彫作せられたり。正后ツェポシ氏マルギェルメトグロエルマ *tshe spoñ bzah* (TB. spoñ za) *dmār rgyal me tog sgröl ma* はカヌストサンカン *khamṣ gsum zañs* (TB. zañ) *khañ* 寺を建て、ポヨシ氏ギェルモツン妃 *pho yohs bzah* (TB. za) *sgyal mo btsun* はウツェルセルカン *dbu tshal gser khañ* 寺を建て、ロ氏ジャンチュブモン妃 *hbro bzah* (TB. za) *byan chub smon* はゲギェシエ *dge rgyas bye ma* 寺を建てたり。癸卯の年には工完りて、阿闍梨ポディサトワとパマサンバワ *padma sañ bha wa* は境内に住して十三年の間宴をなせり。とあるが、テフゴンには、ドマサンバワがサムイエに至りたること (ka 22a)。

サムイエの大伽藍の基礎をおきたり。

とあるのみである。ところでサムイエ碑文は確かに當時の贊普父子が佛教の信仰を確認した詔勅文なのであるが、重

要な贊普の名が全く記されていないのである。カルチュン碑文に (TTK. p. 105)。

父チンデツェンの御代にはラグマルのサムイエ *brag mar gyi bsam yas* など中央及び地方に伽藍を建て三寶の礎をおきたり。

とあり、又サムイエ寺の梵鐘の銘には (TTK. p. 108) 女主皇后國母 *jo mo rgyal mo btsan yum* と御子は十方の三寶すべてを讃嘆するためにこの鐘を作りたり。その功德の力によりて神贊普チンデツェン父子の導きの方法たる聲音は六十の響あるものとなりて無上の悟りを成就するを望むなり。

とあって、明かにチンデツェン王の時代の建立なることを示してゐる。

先ずこれでサムイエ寺院建立に關する佛教史類の記載が誤でないことは知られるのであるが、次にサムイエ碑文に對應するパーボの佛教史その他を檢べて見よう。第一詔勅には (TTK. p. 96)。

贊普父王逝きたる後、種々の様相の型により、伽藍フンギドゥップ。 *lhun gyis hrub pa* を羊の年春の月の十

七日に礎を建て、それより以來、チベットに三寶の礎を建て世尊の法を行じ壞たざることを贊普父子と子の母は誓いて約をなし、内外の大小大臣下のものたちも誓いたる勅令を文字に書きしるすなり。

とあり、續いてトゥルナン、ラモチュとラグマルのサムイエフンドゥップの伽藍 *brag nar gyi sam yas lhun yis bgrub pa kyi gtsug lag khan'* カムスムのシドクロエ *khams gsun mi ldog sgröl* の伽藍などチベットの當局によって建てられたことを云っている。これはサムイエ寺院の建立について日付のある唯一の史料であろうが、プトンの年次と一致せず、いずれが正しいのか、或はいずれとも正しいのか遽に断定は困難である。²³⁾この第一詔勅の最後に記されている詔勅の副本のおかれた場所には第一にトゥルナンとならんでラグマルのサムイエフンドゥップの僧團 *brag nar gyi bsam yas lhun gyis grub kyid ge bdun* が擧げられ、第二の副寫のおかれた十個所のうちにもサムイエフンドゥップの伽藍の名が出されている。又第二詔勅を見ると、これは冒頭にベルサムイエの寶庫 *dpal bsam yas kyidkor mdsod* にある型によって書いたと

あり (TTK. p. 98) サムイエがチソンデツェンの時代に建立され重要な寺院となっていたことが證明されるのである。カルチュエン詔勅もやはり (TTK. p. 100)

サムイエフンドゥップの伽藍に父王のものとしておかれたるものをもととして書きたり。

と記している。サムイエ碑文が冒頭に (TTK. p. 94)

ラサとラグマルの伽藍など

と記しているラグマルは寺院名を明かにしないが、碑文の性質から言つてラグマルのサムイエフンドゥップとするのは必ずしも誤っていないと思う。

佛教について殆ど記すところのない敦煌發見の年代記にチソンデツェンの事蹟として (DTH. p. 114, p. 153)

無上の佛法を受容し、中央・地方すべての地に伽藍を建立し、法を確立し、一切のもの慈悲に住し(法を)思うことによりて生死より解き放ち又解脱へとゆかしめたり。

とある。これはこの年代記における唯一の吐蕃王の佛教事蹟であるが、これによつても王の信佛が有名な事實であつたことが知られるであろう。又こゝに詳しくは述べないが第二勅詔に表れた佛教教義の説明なども決して簡單素朴な

内容のものではない。たとい王自身が書いたものではないにしても、そのような程度のもので詔勅のうちに盛りられている點に注意すべきである。

七

第七にヌカルチュンギエルデである。これについてはカルチュン碑文の存在そのものが明かに事實を物語っている(Trk. p. 105)。

神贊普チデソンツェンの御代には又カルチュン skar cun の伽藍などを建て、三寶の礎をおくなど……

こゝで問題となるのはプトンにこの寺院を建立した王をチデツェン khri Ide btsan としていることである。チンデツェンが何時歿したかと云う問題から始めて八〇四年チデソンツェンが即位するまでの間、王位の繼承が如何に行われたかはいずれの文献も極めて不明確であり、古代チベット史の年代決定に最大の難關をなしている。このことは前にも少しく觸れたことがある。²³⁾ プトンはチソンデツェンの次に立ったムネツェンポが一年七ヶ月で早逝したことを記した後に次のごとく言う(30a)。

それより弟チデツェン四歳にして王位に即きセナレグと稱せられしが、この王はカルチュンギエルデを建て教勢を盛になしたまへり。王には御子五人生れたまいたるが即ち(A)チデソンツェンレーパチェン、²⁴⁾(B)ゾマンマ、(C)チダルマウドゥムツェン、(D)ラジェフンドゥブ、(E)チチンボなり。

* 印以下について論議の必要上テキストを掲げると、

/ de la sras lha khruis te khri Ide sroa btsan
ral pa can / gtsan ma dan / khri dar ma bu dum
btsan / lha rje lhun grub / khri chen po /

DとEは王位に即いていないのでこの場合は問題にする必要はない。Cは中國文献の達磨王で所謂ラダルマに當るがこれも今は別に注意する必要はない。問題はAにある。レーパチェンと呼ばれるものが唐蕃會盟碑や敦煌文書などに出るチツクデツェン、中國文献の可黎可足に當ることは今は何人も疑うものがない。従つてAのチデソンツェンレーパチェンとあるのはチツクデツェンレーパチェンと訂正しなければならぬものである。しかしチデソンツェンなる王名を全く抹殺することは不可能である。というのはチツ

クデツェンの前にはチデソンツェンという王が現實に存在したからである。²⁶⁾かくするとプトンのチデツェンはチデソンツェンの誤記ということになるがそれを確定化するのが實は前記のカルチュン碑文の記述に外ならない。それを更に裏打するのは碑文と殆ど同じ内容のカルチュン詔勅であろう。これもチデソンツェンがカルチュン寺院を建立し佛法を守護することを一族ならびに群臣たちと誓っているからである。

しかしプトンにはA以下とチデツェンとの間には親子關係が存在していた。従って兩名が訂正されてチツクデツェンとチデソンツェンとなった場合、やはり彼等の間に親子關係が存在したであろうか。この證明については敦煌發見の「王統書」によらなければならぬ (DTH, p. 82)。

チソンデツェン khri sron lde brtsan とムネポン氏マイギェルドンカル tshes pons za rma rgyal ldon skar の間に生れし御子はムネツェン mu ne brtsan とデソンツェン lde sron brtsan とムシエン mu brtsan の系統は絶えて、デソンツェンとロ氏ラギェルマンモルジェ hbro za lha rgyal man mo rje に生れた²⁷⁾御

子はチツクデツェン khri gtsug lde brtsan とウイドゥムテン huai dum brtan ………

この王統書はウイドゥムテン即ちプトンのチダルマウドゥムツェンまで記してあることにより、これより後の作品であることは明かであるが、その文體の古さから言えば遙か後世のものとする程のものではない。

この書の信憑性は種々の點から證明できるが、例をチソンデツェンとムネツェン(ホ)・(チ)デソンツェン兩王の親子關係について述べよう。ムネツェンポについては複雑な問題があるのでその論議は別の機會にゆすりチソンデツェンとチデソンツェンの關係だけに限ろう。チデソンツェン時代のカルチュン碑文によるとサムイェ寺院の建立に關して (TTK, p. 105)。

父チソンデツェンの御代に yab khri sron lde brtsan gyi rin la

とあり、對應するカルチュン詔勅でも (TTK, p. 101)

父チソンデツェンの御代に yab khri- gyi sku rin la.

父チソンデツェンは法を大に御心に容れ yab khri- gyis

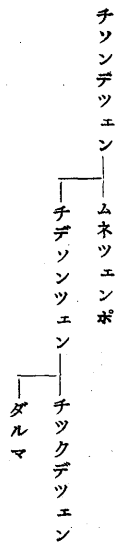
chos rgya cher thugs su chud nas.

父チソンデツェン未だ幼かりしとき *yab khri· sku chun bai tshe.*

父チソンデツェンの御身に *yab khri· gyi sku la.*

とある。兩者の父子關係は確實に存在するのである。

我々はこの一連の考察により次の系圖を作成することができらるであらう。



もとより吐蕃王統論に關する最大の難關はこれを以て全く解決したのではない。中國史料はこれと若干矛盾しており、それに伴う年代の決定もこれのみにては何等結論には到達しない。しかし今當面の問題であるプトンの記述の誤だけは完全に訂正得た。かくしてチソンデツェンの時代にカルチュン寺院が建てられたことは事實としては確定し得るのである。

以上によつてチベットの佛敎史諸書に記された寺院の若干についてその實在性を證明したが、*a, c, l, p, r, t, v* など實證し得ないものが少しく残っている。しかし

これらは同時代のな史料がないために創設が確定し得ないだけで恐らく他の文献の検討により實在は明かにし得るのである。例としてマラグマルリンサンをとり上げよう。これについてはテブモンに (*ka 20b*)、

チデツクテン *khri ide gtsug brtan* の大臣は、チンパ *phchims phu* より擲りだされたる容器のうちより、ソンツェン王の勅即ちその(王)の(甥)に我が名に *ide* を付したるもの出でそれによりて佛の敎は弘通せらるべしと銅板に記されたるものを得たり。よつて(王は)その *ide* は我なりと考えてラグマルリンサン *brag dmar hgrin bzans* などの伽藍若干を建てたり。

とあり、プトンにはチソンデツェンの時ボディサトワをネパールより招聘してラグマルリンサン *brag dmar hgrin bzani* に至つたとの記事があり(126b)、テブモンとは綴字が少しく異なるが同一寺院を指していることは疑えない。遺憾ながら新出のいすれの史料にもこの寺名は見えないために、こゝには創設の事實を積極的に斷定できないだけである。

尙逆に新出の史料によつてプトン、テブモンなどに見え

ない寺院で存在が明かになったものもある。カルチュン碑文に (TIK, p. 104)・

祖チドエンン khri hds ston の御代にリンギチヅェ
glin gi khri rtse などに伽藍を建て三寶の礎をおきたり。

とある。寺名でなくて地名のようにも見えるがその位置を決定することは困難である。チドエンンは中國文献の器弩悉弄に當り、六七九—七〇三年の間在位した吐蕃王である。²⁶⁾ 又第一詔勅には既設の寺院としてトゥルナン、ラモチエとならんでカムスムミドクロエル伽藍 khams gsum mi Idog sgrol yi gtsug lag khan の名が出ている。同詔勅の末尾に副本のおかれた場所として「ラグマルのカムスムミドクロエル」 brag mar gyi khams sum mi Idog sgrol とあるのでラグマル地方に存在した寺院であり、並列された寺院名よりして當時の名刹であったことが知られるであろう。

八

さて次に當時政治上活躍した佛教僧について若干述べて

おきたい。新唐書吐蕃傳上に、

其俗……喜浮屠法、習呪詛、國之政事必以桑門參決。

とあるが、中國文献に吐蕃の佛教僧が政治上活動した記録は殆どない。たゞ長慶會盟の時に會盟を司ったもののように佛僧である鉢擊逋がいたこと(述後)だけが記されているのみである。一方チベット文献の上では僧侶の宗教上の活動は數多く記されているが政治に影響を及ぼしたものについての明瞭な記録はあらわれていない。従って前掲の新唐書の記載は實證されないうまゝで終っているわけなのであるが最近リチャードソン氏の調査したシャイラカン碑はこれについて重要な史料を提供した。

シャイラカン shwari lha khan はリチャードソン氏によれば、ラサの東北五十マイルばかりのキチュ河のほとりにある寺院である。碑は二つあり、寺院の前庭、建物の入口の兩側に南面並列して立っている (RAS, 1952, p. 133)。リチャードソン氏にならぬこれらをそれ／＼東碑・西碑と稱するが、ともに碑文は南面のみに刻されている。内容は兩碑ともチデソンツェンがティンゲンジン tin ne hdsin なる人物の恩愛深きによりその功勞に酬いるため、彼及び

彼の一族にその土地の支配権その他の特権を與えることを述べたものである。前述のごとくりチャードソン氏がこれの原文、翻譯、註釋を施した研究を出しているので、別にこゝにそれをくり返す必要はなく、たゞ當面の問題に關係する點のみを述べておこう。

第一にティンゲンジンは、この碑の中では屢々ワンデ・ティンゲンジン *ban de tin ne hdsin* と呼ばれ佛僧であることが明かなことである。勿論ニヤン・ティンゲンジン *nyan tin ne hdsin* と呼ばれていることもあるが、ニヤンはその出身の族名である。興味あるのは次の句である (Ibid. 1952, p. 151)。

ワンデ・ティンゲンジンこそは、初めより終りまで親愛の情をもちて我幼少の頃より政をとるに至るまで父母の位置にて行動せり。善をなすことを心より望み、眞實の伯父の位置にて行動し我を育てたり。父子、兄弟、母子、上下のごとく心よるこび和合して結ばれたり。すべてに善き忠言を奏し、公務をなすに當りては絶えず効果をあげ、憐愍の情は深かりき。

これによるとチデソンツェンの幼少の頃よりティンゲンジ

ンは後見者として盡力し偉大な功績をあげた如くである。そこで同王時代のカルチュン詔勅を見ると、三寶を敬禮することの誓をなした人々の名のうち、王族について大臣以下の所には次の如く記されている (TTK. p. 103)

國家の大臣以下大小大臣の誓いたるものうち、僧の大名に従えるもの、ワンデ・ランカ・ユンテン、ワンデ・ニヤン・ティンジン。

chab srid kyi blon po man chad blon po che pura
bro sisald pa la / ban de bkah chen po la gtogs
pa / ban de bran ka yon tan / ban de nyan tin
hdsin /

右のティンジンがティンゲンジンの略であることは疑ないであろう。而してこの文に續いて「國家の大臣の大名に従えるもの」として大論以下の人名が擧げられている。その順序より見るとティンゲンジンの位置は臣下としては最高のものであることが理解されるのである。ティンゲンジンに關して佛教史類が記載していることについてはリチャードソン氏が種々な検討を行っているのでこれに加える必要はないと思う。しかしそのうち記載を豫想されるプトンに

は彼に關する記事は實は全くないことを注意しておきたい。

九

次に長慶の唐蕃會盟に司祭の役割を果した鉢掣連について述べよう。これに關しては嘗て少しく觸れたこともあるので今多くは述べないが、名稱の問題その他について若干加えておきたい。

唐蕃會盟碑の吐蕃側の官吏名を記した部分に最初に出てくるのは次の名である。²⁸⁾

大命に従いて内外……を支配し國家を總理する……大僧侶
 侶ベルチンボ・ユンテン

//bkah chen po la gtogs te phyi nau……s la dban
 shin chab srid indsin …… ban de chen po dpal
 chen po yon tan//

……□□政同平章事沙(門)……

新唐書吐蕃傳下に出てくる鉢掣連及び冊府元龜外臣部盟誓、舊唐書吐蕃傳下に見える鉢闡布がこれを指すことは明かである。ところで前掲のカルチュン詔勅からの引用文を見るとティンゲンジンの上位にやはりワンデ・ランカ・ユ

ンテンという人物があり、年代的に見て先ず同一人と考え
 て誤あるまい。何となればチデソツエンの時代は八〇四
 一八一五年であり、²⁹⁾次王チツクデツエンの第八年(八二二)
 に會盟は行われているからである。たゞベルチンボという
 名稱がカルチュン詔勅には見えないがこれは稱號として用
 いられたためかも知れない。冊府元龜外臣部盟誓には、
 國政蕃僧號鉢掣連。

として稱號のごとくとり扱っているからである。ラウファ
 ーは鉢掣連を dban chen po と見³¹⁾ペリオは dpal chen
 po であろうとしたが³²⁾ペリオ説が當っていると思われる。
 遺憾ながら會盟碑のこの所は音譯されているはずの漢字の
 部分が全く磨滅しているため、明確に決定できないのであ
 る。ランカの名稱については前に述べたこともあるが、地
 名乃至は族名と考えて誤ないものである。³³⁾

さてプトンを見るとレーバチェン(チツクデツエン)
 の事蹟として(130b)

出家に政權を捧げたるにより、大臣のボン教を好むもの
 は怒りて戒法を壞たんことをひそかに定めたり。

とあるが、政權を與えられた出家というのは恐らくユンテ

ン或はその一派を指しているのであろう。つまり(30b)、王妃ゲンツルマ *nañ tshul ma* と大ワンデベルギユン *ten ban de chen po dpal gyi yon tan* とは姦通したりの噂ひろまり、大ワンデは殺されて王妃は自殺せり。とあるが、これがプトンのユンテンに關する、而して政治に參與せる僧侶についての唯一の記録である。プトンのみでなくその他の佛教史類もほとんど同様政僧に關する記事は存在しないので、シャイラカン碑文、カルチュン詔勅、唐蕃會盟碑のような同時代的史料はこゝでも重要な事實を明かにしたのである。

ところで以上の事實を認めるとするならば、本論のはじめに引用した慧超傳大勃律國、楊同國、娑播慈國の條に「吐蕃には總じて寺舎はなく佛法を知らない」とあるのは如何に解釋すべきであらうか。これについてはその前文を充分に検討しなければならない。

此三國並屬吐蕃所管、衣著言音人風並別……地狹少、山川極險、亦有寺有僧、敬信三寶、

これら三國は當時吐蕃に役屬せられていながら既に寺院、佛法は存在したのである。大勃律國は *Balistan* であり、

楊同國は羊同國とも書かれ西チベットに當てられている。西チベットには既に佛法は入っていたわけだ。慧超も從つてこの程度吐蕃領域に佛教が入つていたことを認めていたのである。彼の言う吐蕃は吐蕃本地であり、中央チベットに當ることは自ら明かであるが、こゝに佛教が行われていたことは流石の彼も知らなかつたのであろう。北天竺から吐蕃本地までは地勢的に人種的に重層性が存在しており、眞實を知り得るのには甚だ困難が伴つていたことを考えなければならぬ。結局この記述は慧超の認識不足に基くものと考してさしつかえないものであろう。

一〇

以上縷々として寺院ならびに政僧の存在を具體的に新出史料によつて述べてきたが結論は簡單である。

從來チベットにはチョエジュンの名によつて一括し得る佛教史類が若干存在した。多くは後世の著作で同時代的史料と合致しない不正確さがあり、その意味で史料的价值は疑われてきた。特に佛教に關する記載は宗教文献のそれに共通する性格として加上的な傳承の集成と見なされる傾向

が強かった。しかし今やそれらは右に述べた部分的な證明によつてその歴史的眞實性が明かにされたのである。もとより一斑を以て全豹を推すことは慎むべきことゝしなければならぬ。しかし兎に角チベット傳來の佛教史類は物語ではなく、一個の信賴すべき歴史的事實の記録であることが明瞭にされたのである。もとよりその中には奇蹟の記事もあれば年代の誤も含まれている。その意味では必ずしもこれを中國文献と同列に扱ふことは困難であらう。しかし中國文献その他のものに全く記されていないチベットの佛教事情を伝える點ではやはりそれら文献の史料の價値は相當高いものと云わざるを得ない。今や我々は尙種々の検討の上にはあるがこれらの文献が全面的に利用することが可能であるとの見解に到達した。しからばこれらの文献をとりあげ利用することによつて如何に吐蕃佛教史が再構成されるか、この問題については又別に稿を更めて論ずる機会を持ちたいと思う。

〔完〕

註

① 例へば Cosma, A Grammar of the Tibetan Language, Calcutta, 1834, p. 151 にはチベット人の年表が掲載されてゐるが、その材料は Bairdya (skr. vaidurya) dkar po である。

② Rockhill, The Life of Buddha, London, 1881 の 101-102

Chap. VII, The Early History of Bod-yul (Tibet) 参照。

③ Bushell, The Early History of Tibet. From Chinese Sources, JRAS, 1880, p. 435.

④ 拙稿「西藏文献の史料の價値」下、東洋史研究第十一卷二號、六〇頁。

⑤ 藤田豊八「慧超往五天竺國傳箋釋」第二北京版三十二丁表。羽田亨「慧超往五天竺國傳箋錄」紀元二千六百年記念史學論文集、京都帝國大學文學部、昭和十六年、四三五頁。

⑥ 拙稿「古代西藏文化の一考察」歴史學第一輯、昭和二十四年、一三一頁。

⑦ 本論文に使用したプトン佛教史は東北大學所藏のプトン全書に含まれてゐるものである。

「善逝の教について明かならしむる」法の源泉、經言の寶藏』と名づけられたるもの「bde bar gcegs pa hi bstan pa hi gsal byed, chos kyi hbyun gnas gsun rab rin po che hi mdsod ces bya ba (東北大學「西藏撰述佛典目錄」No. 5197)。

文中 TB とあるのは東洋文庫所藏のタシルンポ版を指してゐるが、兩テキストの間に綴字の相違が屢々見られるので、固有名詞に關してはこれを付記することにした。東洋文庫本の利用については同所主事岩井大慧並びに所員壬生台舜兩氏に種々御高配を添けなくした。記してこゝに厚く御禮申し上げる。

⑧ 東北テキストでは d・p の間に cad があかれてゐるが TB にはこれがなす。

- ⑨この僧名をラマツチ氏は *glavarman* の意に見せよと云うが妥當でない。(TTK. p. 82, fn. 95)。
- ⑩兩本尊は十世紀初とよりみえられたこの説もある (S. Ch. Das, Tibetan-English Dictionary, p. 1161) が今はプランの記述のみで置いておく。
- ⑪B. Laufer, *Loan-Words in Tibetan*, No. 14, TP. 1915, p. 451.
- ⑫B. Laufer, *Bird Deviation among the Tibetans*, TP. 1914, p. 80, fn. 3.
- ⑬拙稿「唐蕃會盟碑の研究」東洋史研究第十卷四號「二八頁、三三頁」。
- ⑭ラマツチ氏は *ra sa* とは *Lhasa* の溪谷の古名であると述べている (TTK. p. 81, fn. 86)。²³ 溪谷名と聚落名とはその範圍が異なり、前者が果して嚴密にそう考えらるべきであろうか。少くとも當時は *ra sa* と云えば溪谷でもあったと同時にその中の聚落の名でもあったのではなからうか。
- ⑮Laufer, *ibid.*
- ⑯拙稿前掲書「二二頁一〇行、二二頁一九行、二二頁一四行」。
- ⑰Paul Demiéville, *Le concile de Lhasa, une controverse sur le quétisme entre bouddhistes de l'Inde et de la Chine au VIII siècle de l'ère chrétienne*, Paris, 1952 の 40 頁 Introduction を参照せよとす。
- ⑱Das, *ibid.* p. 445.
- ⑳Oberniller, *History of Buddhism by Bu-ston*, II part. p. 186, オークミョーの使用したチキントの *mchims* とあつたため、彼はこれを有名なチム氏族の地の名と誤したのであらう。
- ㉑但し第二詔勅の場合は王名は *khri lde gtsug btsan*, 寺名は *brag mar yi kwa chur* である。ラマツチ氏はこの翻譯では *kwa chun* としたと云う (TTK. p. 52) *chur* が正しなのであらう。
- ㉒兩人の人名比定については拙稿「古代西藏の内部構造」古代學第一卷二號八〇頁、註三・四。
- ㉓芳村修基氏はプランの丁卯の年を七二七年に比定してゐられるが「プランのチキツ佛敎史」三三頁、佛敎學研究第六號、昭和二十六年)「チンツツン」の即位年次七五五年より考えて無理があると思う。ラマツチ氏はこの羊の年を七九一年と考えてこれが最も受容れやすい説であると述べている (TTK. p. 81, fn. 85)。
- ㉔「西藏文獻の史料的价值」下五七—八頁。
- ㉕A B 間の *cad* は T B には存在しない。
- ㉖前掲書、五六一—七頁。
- ㉗前掲書、五九頁。
- ㉘「古代西藏文化の一考察」一二八頁。
- ㉙「唐蕃會盟碑の研究」二〇頁。
- ㉚「西藏文獻の史料的价值」下、五九頁。
- ㉛前掲書、五六頁。「唐蕃會盟碑の研究」三三頁
- ㉜Laufer, *Bird Deviation*, p. 28.
- ㉝Paul Pelliot, *Quelques transcriptions chinoises de noms tibétains*, TP. 1915, p. 14.
- ㉞「唐蕃會盟碑の研究」一五頁。
- (本稿は昭和二十九年度文部省科學研究助成金による「正史北狄傳の總合的研究」の成果の一部である。)

The Sources on T'u-fan (吐蕃) Buddhism

Hisashi Satō

The Chos ḥbyuñ or the history of Tibetan Buddhism still constitute principal sources for the study of T'u-fan Buddhism, but they often disagree with more reliable Chinese sources, which, to our great

regret, are not rich on the history of Buddhism. Accordingly, the reliability of the chos ḥbyuñ has been much in question. Recently, as the result of comparative study of the chos ḥbyuñ with those inscriptions as well as the Tun-hang (敦煌) documents brought to light by G. Tucci, H.E. Richardson, J. Bacot and F.W. Thomas. Bu-ston's chos ḥbyuñ and the Deb gter sñon po seem to be accepted not only as religious but historical records. The stories of the origins of monasteries and of their political influence, which are told in those T'u-fan materials, bear witness to their historical actuality.